

岩手県監査委員告示第 20 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 13 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 9 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 岩手県立杜陵高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 12 月 20 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 2 月 19 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 4 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、30,300 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、異動後の住宅状況を調査した結果「自宅」であることを確認し、本人に連絡の上平成 20 年 1 月 8 日に返納の事務処理を完了した。 今後は、転居後の住宅状況の確認には細心の注意を払い、再発防止に努める。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県立西和賀高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 12 月 11 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 2 月 5 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 4 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが 12 件、109,600 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた通勤手当については、12 件のうち 1 件分は平成 20 年 1 月 15 日に追給し、9 件分は過年度分を含めて平成 20 年 2 月 15 日に追給し、2 件分は平成 18 年 12 月 18 日付及び平成 19 年 3 月 31 日付退職者分であったが平成 20 年 2 月 27 日に本人口座に振込み追給の事務処理を完了した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。